

原議保存期間	5年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長  
殿  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長  
各方面本部長

警察庁丁保発第52号  
平成26年3月31日  
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3に規定する医師の指定について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3は、都道府県公安委員会が、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときに、その者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることを規定しているが、各都道府県公安委員会において医師の指定を行うための基準等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 1 指定医の指定の基準

受診命令の対象となる者は、法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しているかどうか、すなわち、

統合失調症にかかっている者

そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)にかかっている者

てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)にかかっている者

から までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症である者

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者( から までに該当する者を除く。)

に該当しているかどうかを調査する必要がある者である。

医師の指定は、上記 、 、 及び にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定されている医師のうちから、上記 にあつては日本てんかん学会の認定医又はこれに

準ずる医師（日本てんかん学会において5年以上正会員となっている者）のうちから、上記 にあつては日本老年精神医学会、日本認知症学会の専門医のうちからそれぞれ指定すること。

## 2 複数名の指定

都道府県公安委員会は、受診命令を受ける者の負担を勘案し、上記1によりそれぞれ指定する医師について、所属病院に地域的な偏りが生じないように配慮するとともに、休診日も考慮して、複数の病院から合計2人以上を指定すること。

なお、必要に応じ、近隣の他の都道府県内に所在する病院の医師を指定しても差し支えない。

## 3 医師の事前承諾等

受診命令制度の円滑な運用のため、指定医を指定する際は、事前に、指定を受ける医師の承諾を受けること。また、指定医に対しては、受診命令の対象となる者、受診命令に係る手続等についてあらかじめ十分な説明を行うこと。

## 4 指定医の公示

指定医の指定をした場合は、都道府県公安委員会告示等により公示すること。指定する医師の基準及び公示については都道府県公安委員会規則において定めておくことが望ましい（別添参照）。

## 5 その他

類似の制度として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2及び警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定による医師の指定があるので、参考にされたい。

別添

「銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則」の例

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

前記の規則に基づく告示の例

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成  
年 公安委員会規則第 号）第1条の規定に基づき次の医師を指定  
したので、同規則第2条の規定により告示する。

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
警察 太郎	メンタルクリ ニック	千代田区霞が関二丁 目1番2号 ビ ル2階	銃砲刀剣類所持等取 締法（昭和33年法律 第6号）第5条第1 項第3号の政令で定 める病気（銃砲刀剣 類所持等取締法施行 令（昭和33年政令第 33号）第8条第3号 に定める病気を除 く。）にかかっている者並びに同法第5 条第1項第4号及び 第5号に掲げる者